

最大 200 万の補助！



## 木更津市空家リフォーム助成制度(令和7年度)

市では、空家の利活用を促進し、良好な生活環境の保全、移住・定住の促進や地域コミュニティの維持形成を図るために、空家を住居や高齢者サロンなどの特定施設※として利活用するリフォーム工事に対して、予算の範囲内で工事費の一部を助成します。

※特定施設・・・地域コミュニティの維持形成に資する地域拠点、高齢者サロンなどの高齢者支援施設、子ども食堂などの子育て支援施設、シェアハウスなどの自立支援施設をいいます。



○申請期間 令和7年4月1日から受付開始（予算額に達した時点で受付終了）

○助成対象者 市税を滞納していない方、かつ、過去にこの補助金の交付を受けていない方で、  
**空家バンクに登録した空家**を、住居や特定施設として活用する**所有者**または**利用者**  
(ただし、住宅利用で定期滞在者は除きます。)

○助成額

- ・住居の場合：対象経費の2分の1、かつ、**上限 50 万円**
- ・特定施設の場合：対象経費の3分の2、かつ、**上限 150 万円**



プラス！

**加算額** それぞれ、次の要件に該当する場合は、上記の助成額の上限額に、当該額を加算した合計を上限額とします。

・市長が定める重点地区※内の空家の場合、**20 万円**

※令和7年度は大久保1～6丁目、八幡台1～7丁目、富士見1～3丁目、  
中央1～3丁目、新田3丁目、中の島、内港、木更津1, 2丁目、  
東中央1, 2丁目、大和1, 2丁目、新宿、吾妻1丁目・吾妻2丁目のうち吾妻公園

・耐震指標を 1.0 以上とする耐震改修工事を実施する場合、**30 万円**

・耐震指標を 0.7 以上、かつ、1.0 未満とする耐震改修工事の場合、**10 万円**

【住居の場合】

・市外から転入する場合、**10 万円**

・中学校修了前の児童を含む世帯の場合、児童1人につき **20 万円(上限 60 万円)**

・新婚※世帯の場合、**20 万円**

※交付申請時点で婚姻の届出日が2年以内で、合計年齢が満 80 歳未満の夫婦

・親世帯と同居※する場合、**10 万円** ※直線距離で2km 以内



○交付の条件等 補助金の交付条件等については、次のとおりです。

- ・ 交付申請は、工事着手前に行うこと
- ・ 補助金の交付を受けリフォームを行ったものは、10 年間は除却等を行わないこと
- ・ 補助金の交付を受けリフォームを行ったものは、5年以上住居または特定施設として利用すること

※5年以上利用しなかった場合、経過年数に応じ、交付した補助金の返還を命ずることがあります。

○遵守事項 補助金の交付を受ける場合の厳守事項は、次のとおりです。

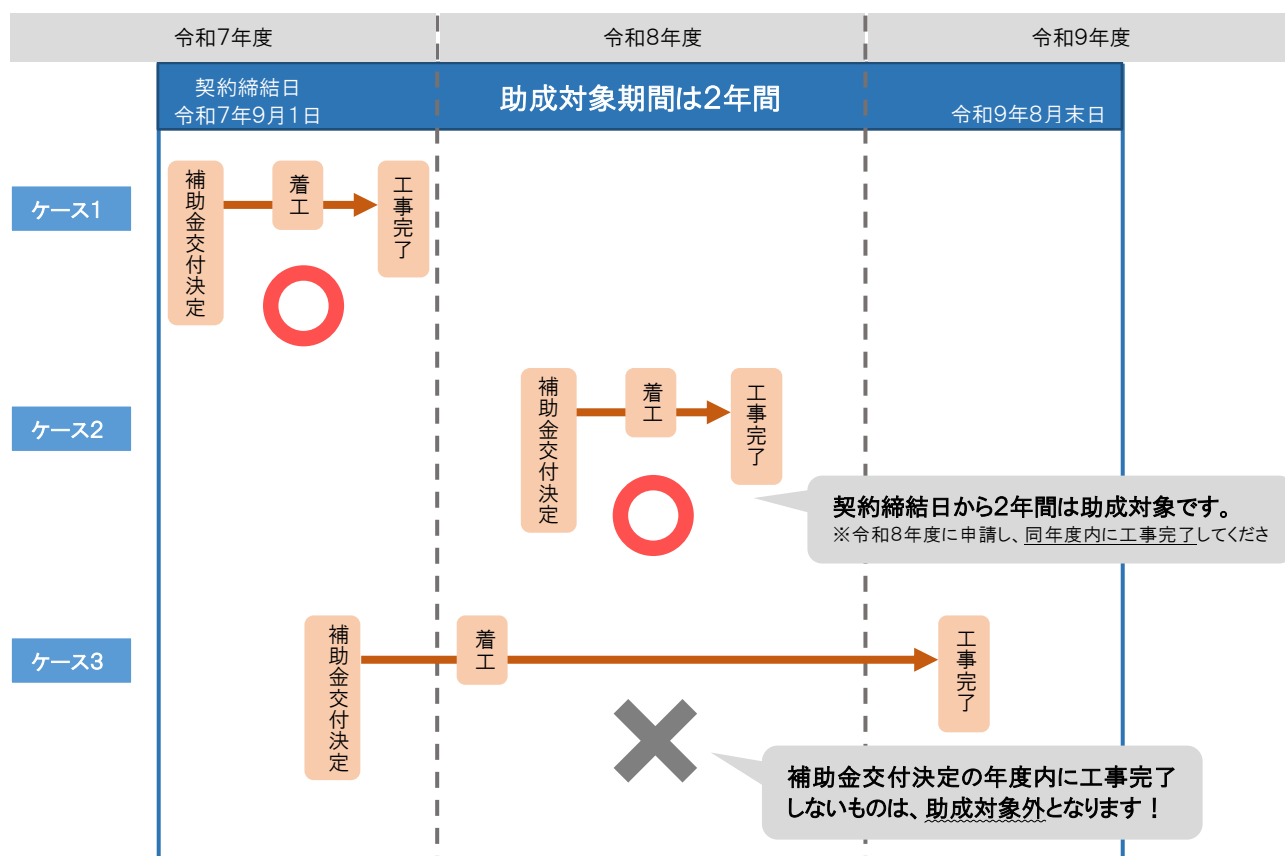
- ・ 昭和 56 年 5 月以前に建築された空家で、耐震性を有していないものは、耐震性の確保に努めてください。
- ・ 地域の自治会活動に参加するよう努めてください。

○助成対象工事 助成の対象となる工事は、次のとおりです。

- ・ 市内に本店、支店または営業所を有する施工業者と工事請負契約により行う工事、または、利用者自身が行う(DIY)工事
- ・ 修繕、改修、増改築及び耐震改修工事(耐震診断に要する費用を含む)。ただし、工事を伴わない設備機器及び備品の購入は対象となりません。
- ・ 売買契約または賃貸借契約を締結した日から2年を経過する日までに行われ、補助金交付の年度内に完了する工事
- ・ 過去にこの補助金を受けたことがないもの

※他の補助金により修繕、改修を行うものは対象外です。

【例：空家バンクの売買契約等を令和7年9月1日に締結した場合】

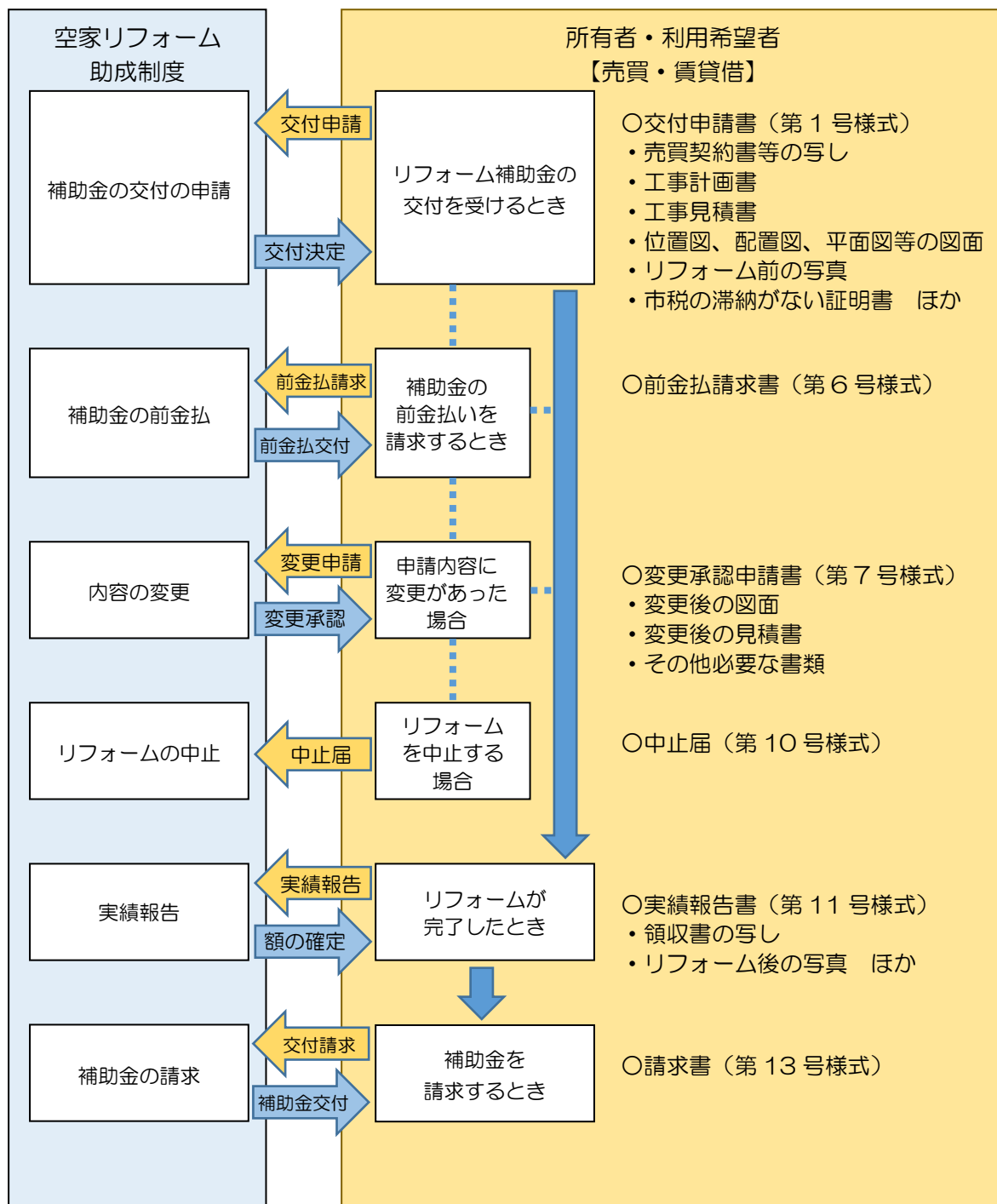


◆助成対象工事(例)

| 内装並びに屋根及び外壁の修繕又は改修(以下、改修等)     |                                                    |
|--------------------------------|----------------------------------------------------|
| 屋根等                            | 修繕・ふき替え・塗替え工事、屋上・バルコニー等の防水改修工事、雨どい修繕・取替え工事         |
| 外壁                             | 修繕・張替え・塗替え工事                                       |
| 内壁                             | クロスの張替え(下地材を含む)、仕上材の塗替え工事                          |
| 床                              | 張替え工事、畳一式の交換                                       |
| 天井                             | 張替え工事                                              |
| その他                            | 部屋の間仕切り変更工事、耐震性や断熱性などの性能を向上させる工事                   |
| 建具の改修等                         |                                                    |
| 建具                             | 取替、新設工事、網戸の取替え、ふすま・障子の張替工事                         |
| 窓ガラス                           | 造りつけ収納家具の造作工事                                      |
| 主要構造部の改修及び10㎡以内の増築又は改築         |                                                    |
| 主要構造部                          | 壁・柱・床・梁・屋根・階段、基礎、小屋組・土台・斜材の改修工事                    |
| 増築・改築部分                        | 既存建築物への一体増築で、10㎡以内の範囲に係る工事                         |
| バリアフリー改修等                      |                                                    |
|                                | 手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等の改修工事                           |
|                                | 和式トイレから洋式トイレへの改修工事                                 |
|                                | その他バリアフリー改修工事と認められるもの                              |
| 耐震診断及び耐震改修                     |                                                    |
|                                | 一般財団法人日本建築防災協会が定める、診断基準の耐震指標0.7以上を満たす、耐震診断及び耐震改修工事 |
| 配線又は配管を伴う電気設備及び給排水衛生設備の改修等又は新設 |                                                    |
| 電気設備                           | 修繕・間取り変更に伴うスイッチ・コンセント・配線の設置等の電気工事                  |
| 給排水設備                          | トイレ、台所、風呂、洗面所等の給排水工事                               |
|                                | 浄化槽の取替え又は新設工事                                      |
|                                | 下水道新規接続工事及び排水設備工事(敷地内のみ)                           |
| 衛生設備                           | 便器、洗面化粧台、システムキッチン、ユニットバス等の設置工事                     |
|                                | トイレの水洗化工事                                          |

| 対 象 外 |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
|       | 別棟の車庫、物置等の改修等又は新築                         |
|       | 門・塀等の外構の改修等又は新設、ウッドデッキ等の設置                |
|       | 工事を伴わない家庭用電化製品、照明器具、カーテン、ブラインド、家具等の購入及び設置 |
|       | ハウスクリーニング、残置物の処理、シロアリ等の害虫駆除               |
|       | 冷暖房設備(エアコン、床暖房、ガスファンヒーター)の改修・新設           |
|       | アンテナの設置、電話やインターネットの配線工事                   |
|       | 太陽光発電設備設置工事                               |

## ◆申請の流れ



【発行・木更津市空家リフォームの窓口】 **木更津市役所 都市整備部 住宅課**

〒292-8501 千葉県木更津市朝日3-10-19(朝日庁舎)

電話番号:0438-23-8599

Eメールアドレス:juutaku@city.kisarazu.lg.jp

FAX 番号:0438-22-4736